令和元年度（２０１９年度）　第１回北海道障がい者施策推進審議会　議事録

■開催日：令和２年（２０２０年）１月２１日（火）18：00～19：50
■開催場所：かでる２・７　１０階　１０７０会議室
■出席者：出席８名　欠席７名　※出席者別紙のとおり
■議事概要：

１　開会

事務局：　ただいまから令和元年度の第１回北海道障がい者施策推進審議会を開催させていただきます。

本日出席予定でした山崎千恵美委員、山崎恵委員から急遽別用務でご欠席という連絡がありましたので、ご了承いただきたいと思います。

本日の司会を務めます、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主幹の秋田と申します。改めてよろしくお願いします。

それでは開会に先立ちまして保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の東よりご挨拶申し上げます。

東局長：　皆さんお晩でございます。本日は大変お忙しいところ、また、この冬一番の大雪の日にお足元の悪い中を審議会にご出席いただきまして厚くお礼を申し上げます。

委員の皆様には、日頃からそれぞれのお立場で障がいのある方々の暮らしやすい地域づくりに、それぞれご尽力いただいていることに、心から感謝を申し上げたいと思います。

道では、平成３０年４月に意思疎通支援条例と手話言語条例の二つの条例を制定いたしまして、障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁の解消や、また言語としての手話の認識の普及に取り組んで来ておりまして、情報保障に関しましては、意思疎通支援部会でご審議をいただき、昨年の３月に「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を策定したところでございます。

また昨年の８月には北海道ろうあ連盟によりまして聴覚障がい者情報支援センターが開設されたところであります。

本日の審議会ではこうした取り組みや第５期北海道障がい福祉計画の実績など三項目の報告事項と次期の障がい福祉計画の統合など二項目の協議事項をご審議いただきたいと考えてございます。

なお、これまで障がい福祉計画の実績につきましては成果目標数値に対する実績値のみの報告としておりましたが、取り組み全体につきまして評価をいただくため、今回、第５期障がい福祉計画につきましては１１の推進項目に対しまして、取り組み

実績について整理し、ご報告をさせていただき、審議会からの評価をいただく形とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

道といたしましては、障がい者基本計画および、障がい者福祉計画の目標でございます、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる福祉社会づくり」にむけまして、引き続き取り組みを推進してまいりたいと考えてございます。

委員の皆様におかれましては、お力添えをいただきながら障がい福祉施策の着実な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局：　それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日配付しております資料は、会議次第、配席図、出席者名簿、資料番号を右上に表示しております、資料１－①～⑪で３７ページのもの、資料１の補足資料１と２、資料２。資料３は３－１から３－３まであり、資料３－３は机にお配りしている冊子「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」となっております。そのほか資料４、資料５。参考として、参考１から３、意見提出用紙、冊子「第２期北海道障がい者基本計画・第５期北海道障がい福祉計画」をお配りしています。お手元にございますでしょうか。配布漏れなどございましたらお知らせいただきたいと思います。

続いて本日の日程ですが、２０時を目処に終了させていただきたいと考えておりますのでご協力をお願いします。

次に委員の交代がありましたので、ここでご紹介したいと思います。このたび社会福祉法人北海道社会福祉協議会所属の高橋修一委員に人事異動がありましたことから高橋委員の後任となります朝倉裕次権利擁護課長に委員にご就任いただきました。

朝倉委員より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

朝倉委員：　北海道社会福祉協議会権利擁護課の朝倉です。所属する権利擁護課につきましては、日常生活自立支援事業と成年後見制度について、直接ではございませんが、成年後見センター等の機関支援を行っております。そういった意味で、障がい分野につきましても権利擁護の視点で事業推進しておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

事務局：　次に本日出席の事務局について紹介をいたします。

※出席者名簿（事務局欄）の順に紹介

ここからの議事進行は藤原会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○　報告事項（１）第５期障がい福祉計画の平成３０年度実績報告

藤原会長：　藤原でございます。よろしくお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。

報告事項（１）、第５期障がい福祉計画の平成３０年度実績報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：　計画推進グループの秋田です。最初に私のほうから実績報告の手法として、資料１の推進管理票について説明をいたします。

障がい福祉計画におきましては、障がい福祉計画の冊子５６ページ「第５　計画の推進管理」の項目となりますが、審議会において施策の取り組み状況等について報告し、評価をいただくこととなっております。

報告にあたっては、１１の推進項目ごとに資料１を整理いたしました。

障がい福祉計画の冊子１６ページにございます、この１１の推進項目ごとに資料１を整理したところでございます。そして、この推進管理票を作成いたしまして今回お配りをいたしました。この推進管理票に基づきまして事務を所管するする主幹から所管業務をまとめて報告と説明をさせていただきます。

なお、本来は今年度前期に報告すべきところでございましたが、遅くなってしまっていること、また次年度の推進でもある令和元年度も残りわずかとなっておりますことから、資料の事前送付では、空欄にしておりましたけれども、誠に僭越ではございますが、評価改善欄について、事務局案を記載させていただきましたので、評価とご意見のたたき台にしていただければと考えております。

また、資料１の補足資料２をご覧ください。補足資料２の一番下に評価区分という欄がございます。推進項目の目標達成のため施策が適正に推進されているか指標を設けることとしまして、ここに記載の「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」の三つの評価区分をつけておりますので、資料１の推進管理票をご覧いただく際は、評価の考え方をご承知いただきたいと思います。

なお、本日の審議時間は短時間でありますことから、あの意見が出尽くせないということですとか、後日意見提出をされたいということもあると思いますので、事務局として後日もご意見の提出をいただけるように提出用紙ということで、「意見提出様式」を用意いたしました。１月中をめどに提出をお願いしたいと思っておりますが、いただいたご意見は、取りまとめまして、皆さんにあらためて、ご提示をしてご了解をいただいたうえで公表をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

藤原会長：　はい、ありがとうございます。この審議会において、評価をするということですので、忌憚のないご意見おねがいします。

ただいま事務局から平成３０年度実績報告について推進管理票を利用し報告するという説明がありましたので、まず制度グループの所管となる施策番号の１から３の説明をお願いしたいと思います。

（推進項目１～３について）

事務局：　制度グループの岩佐です。資料１－①をご覧ください。

推進項目のうち、北海道障がい者条例の施策の推進でございますが、【主な取組】といたしまして、相談支援体制の構築などの市町村の取り組みに対する地域づくりガイドラインを活用した支援などを行うこととしており、【取組状況】といたしまして、地域づくりコーディネーターと連携し、地域づくりガイドラインを活用しました市町村の支援を実施しています。

２番といたしまして、知事が本部長を務めます、障がい者の暮らしやすい地域づくり推進本部において、福祉以外の分野ごとの障がい者施策の推進状況について、報告をしております。

その下の、【評価・改善】をご覧ください。「課題と今後の対応（案）」といたしまして、障がい者条例に基づく各種施策の取り組みを全庁一体となって進める必要があると考えております。その下の「評価」ですが、農福連携ですとか、障がい者スポーツの推進、歩道のバリアフリー化など、全庁的な取り組みが進んでいることから、おおむね適正の「Ｂ」としております。「評価」、「改善の方向性」については、ご覧の通りの内容としています。

次に資料１－②、をご覧ください。推進項目「２　権利擁護の推進」でございます。

【主な取組】といたしまして、１４振興局に設置しております、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会におきまして、相談・申し立ての受付並びに協議・あっせんを行うこととしておりまして、３番目の障がい者虐待防止につきましては研修の開催を行うこととしております。

【取組状況】といたしまして、１番ですが、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会を道内１４の振興局で、のべ３６回開催しております。

３番目といたしましては、虐待の研修といたしまして、司法面接研修、施設従事者向け研修、市町村の職員を対象とした研修を実施しております。

【評価・改善】をご覧ください。「課題と今後の対応」（案）」といたしまして、虐待件数は増加傾向にあるということで、事業者への研修の実施ですとか、ストレス解消のほうについては、フォーラムを実施しておりまして、その評価といたしましては、相談対応ですとか、研修、フォーラムの実施などおおむね適正に実施していると考えまして、「Ｂ」としております。「評価」、「改善の方向性」については、ご覧の通りの内容としています。

次に、資料１－③をご覧ください。推進項目「３　地域生活支援体制の充実について」です。

【主な取組】といたしまして、１番の地域づくりコーディネーターを活用した地域の相談支援体制の構築に関する市町村の指導助言、３番の地域生活支援拠点等の整備促進のための圏域会議の開催ですとか、地域づくりコーディネーターによる支援などをおこなうこととしています。

【取組状況】といたしまして、１番の地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、市町村の支援を実施したほか、３番の障がい福祉計画等圏域連絡協議会の開催時に、全国の整備状況ですとか、好事例集の情報提供を行っております。

【評価・改善】ですが、「課題と今後の対応（案）」ですが、地域生活支援拠点等の整備がされていない圏域があるため、また、整備済みの圏域であっても、拠点等が全圏域をカバーしていないなど、整備後の機能充実に向けた協議を進める必要があると考えております。「評価区分」といたしましては、地域生活支援拠点の整備の進捗率が目標の半分となっておりますことから、評価は「Ｃ」としております。「改善の方法」については、ご覧のとおりの内容としております。

藤原会長：　はい、ありがとうございます。ただいま事務局から推進項目１から３についての報告がありました。

「評価」「改善の方向性」については、１月１０日付けで事前に郵送で配付した資料では、皆さまのところには白紙でお送りしていると思います。

事務局が「評価区分」を「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」とつけておりますけれども、何かご意見はありませんでしょうか。

斉藤（規）委員：　推進項目「３　地域生活支援体制の充実」については、私も「Ｃ」だと思いますが、地域移行者数の目標３５２人に対して５８人ということですね。

お尋ねしたいのですけれども、地域づくりコーディネーターというのは人員的には充分な配置になっているのでしょうか。

事務局：　地域づくりコーディネーターですが、北海道障がい者条例の中で圏域毎に配置することとしており、配置しているところです。

斉藤（規）委員：　今のコーディネーターの人員体制で、カバーできているのでしょうか。人員を増やす予定はないのですか？

事務局：　人員を増やす予定はないです。圏域の人口によっては、複数のコーディネーターが配置されておりまして、カバーできると考えております。

藤原会長：　そのほか、ご意見ありませんか。大田委員、何かご意見ありますか。

大田委員：　推進項目「２　権利擁護の推進」ですが、この工程表の【取組状況】というのは工程表に書いてあることがなされたということで大丈夫ですか。

具体的に、研修の参加人数はどうなっていますか。

事務局：　会場の規模によりまして、ばらつきはありますが、道庁でやる場合には約１４０人、地方で行う場合については、１００人未満となっているところです。

大田委員：　わかりました。ありがとうございました。

藤原会長：　何かほかにご意見ありませんか。無いようですので、この１から３について終了し、次に進みます。それでは、続けて説明をお願いいたします。

（推進項目６，７，１０について）

事務局：　続きまして、資料１－⑥、施策項目「６　障がい児支援の充実について」をご覧ください。

【主な取組】といたしまして、１番の関係機関担当職員等を対象とした専門的研修（中核的施設設置促進、家族支援、教育との連携等）の実施、３番の家族支援事業の実施を行うこととしております。

【取組状況】といたしまして、１番の重層的な支援体制整備、地域の連携支援体制の構築、地域の専門的機能強化を目的としまして各種の研修を行っています。３番では家族支援体制の充実ということでペアレントメンターを養成する研修を実施したところです。

【評価・改善】ですが、「課題と今後の対応（案）」といたしまして、１番の地域連携体制の整備ということで、児童発達支援センターと同等の機能を持つ市町村中核子ども発達支援センターを設置し、地域連帯体制の整備を推進することとしています。２番の難聴児支援の推進でございますが、ろう学校に通えない地域に住む難聴者は、なかなか支援を受けられない状況にあるということで、お子さんが通う事業所に対しまして、ろう学校の先生ですとか、道立施設の言語聴覚士を派遣する「難聴児支援派遣研修事業」を実施しまして、療育の質の向上を図っております。

「評価」といたしましては、市町村中核子ども発達センターの設置が遅れていることから「評価区分」といたしましては「Ｃ」としております。

続きまして、資料番号１－⑦、推進項目「７　発達障害のある人や医療を必要とする人などへの支援」でございますが、【主な取組】としまして、２番の発達障害者支援センターによる啓発事業の実施、地域の相談支援体制づくりの推進、３番の医療的ケア児等支援に係る圏域・市町村の協議の場の設置に取り組むこととしております。

次の【関連する成果目標等】の欄の一番上の「主に重度心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所の数」ですが、誤りがありまして、Ｈ３０が７カ所とありますが、８カ所に訂正いただきたいと思います。失礼致しました。

２２ページをご覧ください。【取組状況】ですが、２番の「発達障がい者支援セ

ンターによる関係機関や地域住民への研修、啓発事業の実施」を行ったほか、振興局において、３番の圏域の協議の場の設置、４番の医療的ケア児者の状況調査を実施したところです。

【評価・改善】につきましては、１番ですが、障がい者支援センターによる関係機関等の助言や地域住民に対する研修・啓発を行いまして、発達障がいの理解を深める取組と地域の相談支援体制づくりを推進する。２番といたしまして、医療的ケア児について、市町村が、状況等の把握をすることが重要であることから、医療的ケア児者等調査及び受入事業所調査を実施しまして、市町村の方へ情報提供するなど、圏域及び市町村において、医療的ケア児者への支援について協議するよう支援を図っていくところでございます。

これにつきましては、計画の初年度といたしまして、概ね目標通り実施してきているものとして「評価区分」を「Ｂ」として付けさせていただいています。

続きまして、資料１－⑩、推進項目「１０　人材の養成・確保及びサービスの質の向上」についてですが、【主な取組】として、１番の相談支援専門員、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の養成、５番のサービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用を図ることとしております。

【取組状況】ですが、１番の相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達管理責任者等の養成研修を実施したほか、５番の国の制度を利用しまして苦情解決制度・評価制度の周知を行ったところです。

【評価・改善】についてですが、「課題と今後の対応（案）」ですが、ニーズを踏まえた研修定員を確保するため、指定研修事業者への定員増の協力要請ですとか、道における講師の養成の取組の検討を行うとしています。また、障がい福祉サービスの質の向上を図ることが必要であるため、事業者の指定にあたり指導を行うとともに、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知を行うこととしています。

「評価区分」につきましては、研修体制の確保ですとか、おおむね適正に実施しておりますことから「Ｂ」とさせていただいています。

【改善の方向性】については、記載のとおりです。

藤原会長：　ただいま施策推進番号６，７、１０番について説明がありましたが、ご意見やご質問はありませんか。

斉藤（規）委員：　推進項目「１０人材の養成・確保及びサービスの質の向上」ですが、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の研修ですが、私の聞いている範囲では、この資格は５年ごとの更新になっており、年に何回か更新研修を開催していると思うが、定員割れをしているという話もあるので、それに対する対策というのは、

何か考えなくてもよろしいのでしょうか。

事務局：　定員を超過しているということですか。

斉藤（規）委員：　いや、定員割れですから。例えば８０人募集したところが６５人とか７０人となっていると聞いているのですが、そういうことは実態としては、ないですか。

事務局：　実態としては定員を上回る募集がございまして、ただ、その研修を受けないと、施設で働いた時に報酬が減算になるという場合がございます。そういう方が必ず受講できるよう枠を確保しています。

斉藤（規）委員：　それは新規の研修ですよね。

事務局：　新規の研修です。

斉藤（規）委員：　更新研修は、すべて定員を下回っているのでは。

事務局：　更新研修も定員オーバーしていると把握しています。ただ、今年度から始まった研修ですので、５年間のうちに受ければいいということで、なかなか申し込まない方いらっしゃると、聞いています。

斉藤（規）委員：　要するに５年の間に更新研修を受けなさいということで、周知の仕方も、それほどまで浸透していない状況だったのかもしれませんが、最初の研修の申し込みは非常に少なくて、聞いたところによると、本来、５年で更新しなければならない人数から割り返すと５年以内に受けられない方が相当数出てくるのではないかという話もある。そういうことはないのですか。

事務局：　今おっしゃったように、更新研修の必要がある方の数というのは、これまでの受講者数から推計なのですが、どのくらいの対象者がいるか把握していますので、１年間にどれだけの枠が必要かわかっていますが、今ではなく、あとで受ければ良いという考えの方が出てくるので、それについては、周知してなるべく早く特定の年度に集中しないようにしなければならないと考えています。

藤原会長：　他にありませんか。

深瀬委員：　資料１－１０推進項目「１０　人材の養成・確保及びサービスの質の向上」で追加ですけれども、障がい児の通学支援や在宅支援に係るヘルパーが不足していると感じているので、その部門の人材の養成というのもお願いします。

藤原会長：　人材が不足しているということですか。それをこの中に、書き込んでほしいということか。

深瀬委員：　今後の取組として、そういう改善の方向性というところで、人材の養成の研修会の開催などを強化してほしいです。

事務局：　今のお話しですと、移動支援ですとか、そういう形になりますか。

深瀬委員：　通学の移動支援です。

事務局：　社会参加グループの坂田です。ご意見の趣旨については、承知しました。

通学の移動支援に関しましては、現在、地域生活支援事業の中で、場合によって使うことができるようになっています。そういった事業所の確保に合わせて必要な人材確保が必要というご指摘・ご意見として、受けたいと思います。

深瀬委員：　よろしくお願いします。

藤原会長：　そのほかございませんか。大丈夫ですか。無いようですので次に進みます。

（推進項目４，９，１１について）

藤原会長：　続いていて、社会参加グループ所管の４番、９番、１１番を続けてお願いします。

事務局：　社会参加グループの坂田でございます。資料１－④をご覧いただきたいと思います。

推進項目「４　意思疎通支援・情報提供の充実について」です。

【主な取組】といたしまして、表中段ですが、多様な交通手段や手話言語であるということ、道民の理解促進など、４点に取り組むこととしてございます。

続きまして【取組状況】についてですが、１番といたしまして、上から三つ目になりますけれども、資料３－３としてお手元に配付している「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」ですが、昨年３月に策定したものでございまして、このような取り組みを行ったところでございます。２番といたしまして、情報提供等の充実検討ということで、ここにつきましては、長年課題でございました聴覚障害者情報提供施設、これの開設に向けた検討を平成３０年度に行いました。これにつきましては、今年度８月に施設を開設しております。詳細については後程ご説明させていただきます。

【評価・改善】についてですが、「課題と今後の対応（案）」といたしましては、下から2行目になりますけども、条例等に関しまして、子供への普及啓発が必要であるという意見を踏まえまして、その方法等について研究を進めることとしております。　　１３ページの「評価」といたしましては、先ほど申し上げました、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」、こういったものの策定に取り組んだということも踏まえまして、「Ｂ」とさせていただいております。

「改善の方向性」については記載のとおりです。

続きまして、資料１－⑨、施策項目「９　就労支援施策の充実・強化について」でございます。

【主な取組】が表の中段にございますけれども、１番にございます障がい者就労支援企業認証制度の推進など、６点に取り組むこととしております。

【取組状況】について、３番の総合評価競争入札制度の見直しに取り組みました。また、５番に記載しております通り、農福連携に関しまして、マルシェの開催、農福・林福連携のセミナーの開催に取り組んだところでございます。

【評価・改善】につきまして、「課題と今後の対応（案）」といたしまして、農福連携に加えまして、水福連携などにも一層取り組む必要があると考えてございます。「評価」に関しましては、農福・水福連携などに取り組んだということを踏まえまして、「Ａ」させていただいたところです。

「改善の方向性」としましては記載の通りです。

次に資料１－⑪、推進項目「１１　安全確保に備えた地域づくりの推進について」ですが、【主な取組】について表中段でございますけども、１番にあります通り、各種計画や、手引き等における情報の更新など、３点に取り組むこととしてございます。

【取組状況】としましては、一つ目といたしまして、一昨年ございました胆振東部地震を踏まえて行いました障がいのある方へのアンケート調査の結果。これにつきまして、各市町村等に情報提供したということが一つでございます。また、その下の下にございますけども、避難所運営マニュアルなど、障がい特性に応じた情報伝達について記載の拡充をおこないました。また、一番最後になりますけども、先ほど申し上げました、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」、こちらの方にも、災害時の配慮について記載をいたしました。

【評価・改善】についてですが、「課題と今後の対応（案）」といたしまして、マニュアルなどにおける障がい者への配慮事項について、見直しを図っていく必要があるということでございます。

「評価」につきましては、各種マニュアルの改定などは、一定程度、取り組んだということもございまして、「Ｂ」と考えているところでございます。

「改善の方向性」につきましては、記載の通りでございます。以上３項目の説明になります。

藤原会長：　ただいま事務局から、施策番号の４、９、１１の説明がありましたが、ご意見ご質問などありませんか。

斉藤（規）委員：　推進項目「９　就労支援施策充実・強化」ですが、企業認証制度の登録と重なりますが、総合評価競争入札の見直しというのを平成３０年度に行ったわけでが、これは簡単に言うと、どういう入札制度に変えたのですか。

事務局：　企業認証を取っていただいている企業様の属性となる障がい者をどれだけ雇用されているかということと、その入札に参加する業務に対する技術力、こういったものを点数化して評価をしていくわけですけれども、今回の見直しに関しましては、やや技術力を評価する部分が低かったのではないかという考えがありまして、そういった企業がより入札で評価されるような仕組みに見直しをしました。

斉藤（規）委員：　そうであれば、例えば障がい者雇用をしているとか、障がい者の就労に

関して、取り組みを行っているのかというところは、ポイントは相対的に下がったわけですよね。

事務局：　おっしゃる通りです。

斉藤（規）委員：　それはですね、はっきり言うと、後退していませんか。従来の総合評価入札制度に戻ってないですか。後戻りしてないですか。

事務局：　技術力の評価というのが、決して軽視するわけに行かない状況。

斉藤（規）委員：　もちろんおっしゃる通りですけれども、ここで、総合評価入札制度が登場するという意味、この障がい者の施策の中で取り組む意味合いですが、障がい者の雇用ですとか、福祉に取り組んでいる企業を、少しでも競争入札で優遇していこうという施策でなければ意味がないと思います。

それが、評価ポイントの付け方が障がい者福祉に取り組んでいるものを下げて、技術力を上げるっていうのは、逆行していませんか。

事務局：　もちろん、そういったことも勘案して評価の点数については検討いたしたところです。見直した際は、外部の方のご意見を伺った上で決めさせていただいているところです。

斉藤（規）委員：　大阪府の事例ですが、早くから障がい者の雇用に取り組んでいる企業のポイントを高くした総合評価入札制度を取り入れていますけども、そういうものは、勉強されたのですか。

事務局：　他府県の状況については、調べていると思います。

斉藤（規）委員：それで評価は「A」なんですか。

事務局：　全体をみて「A」とさせていただきました。もちろん委員の皆様からご意見で変更可能でございます。

藤原会長：　企業認証制度については、異議がありますということですね。

斉藤委員：　はい。異議があります。

事務局：　今のお話しですが、改正した時に、なかなか、この認証制度自体の活用が伸びていないという現状もあって、そこに登録していただける企業さんを何とか増やしたいと考え、改善点を整理したのですが。

斉藤（規）委員：　少し誤解があると思います。

なぜ、企業がこの認証制度を活用しないのか、メリットが無いからです。

この認証制度を受けても入札で優遇されないからですよ。

ということは、もう少し、優遇するようなものにしないと、この認証制度を申請する企業が出てくれないと思います。

それを障がい者福祉施策の中で行うことになりますと、当然ながら、障がい者を雇用しているとか、或いはその障がい者雇用の支援体制を社内で作

っているとか、或いは特別支援学校から実習を入れているとか、そういうものが高いポイントをつけないと意味がないと思います。

このような状況で、評価が「Ａ」にはならないと思います。

藤原会長：　そうですね、委員会としては、「Ｂ」という評価になると判断します。

事務局：　ご意見も踏まえて、北海道障がい者就労支援推進委員会もございますので、そちらの方で、検討していくようにいたします。

今回の評価は意見を受け「Ｂ」としたいと思います。

藤原会長：　深瀬委員、何かありますか。

深瀬委員：　推進項目「４　意思疎通支援・情報提供の充実について」ですが、コミュニケーション意思疎通支援というようなところで、どうしても視覚障がい、聴覚障がい害を持っている方への支援で、手話だったり、点字だったりが目立っているような気がしまして、コミュニケーション方法はそれだけでなく、広く多様なコミュニケーション手段があるので、耳目に関することが中心になりすぎていると思いました。

広い多様なコミュニケーション手段を全体的に推進していくというか、いろんな方向でお願いしたい。また、コミュニケーション支援の検討とは少し違う話になりますが、先日、ウインドウズ７のサポートが終了しましたが、それに伴って、それまで使用していた、「伝の心」（意思伝達装置）やマイトビー（視線入力による意思伝達装置）などの３～４年前に申請した福祉機器が使えなくなったという話が何件も届いているので、このことについて早急に対応をお願いしたいと思っています。

事務局：　今、ご指摘ございました、いわゆる意思疎通のコミュニケーションにつきましては、意思疎通支援条例を踏まえました作成したパンフレットなどでは、記載をしていますので、そういったことを広く道民の方に理解していただこうと進めていますが、ご意見を踏まえ、今後検討をしていこうと思います。

ウインドウズ７サポート終了に伴う関係については、私どもも勉強不足のところもありますので、少し調べてですね、対応を考えていきたいと思います。

藤原会長：　深瀬委員は、施策番号１１については特にご意見はありませんか。

深瀬委員：　札幌市では、発電機の助成が始まりましたけども、道としては、何か考えていますか。

事務局：　障がいのある方の災害時の対応については、お住まいの基礎自治体である市町村と我々、広域自治体である道が、それぞれの立場で連携しながら、支援を行っていく形になると思います。

個人の方への発電機の助成を道が行うことについては、現時点では、考えてござ

いません。

ただ、施設ですとか、医療機関ですとか、幅広い方が使われる部分については、当課だけでなく他の関係課を含め、道が対応していくということでございます。

深瀬委員：　個人計画表を作っているのでしょうか。個別計画表については国からも指導が来ていると思いますが、障がい者の個別支援について、市町村と適正に連携がとれているのでしょうか。

事務局：　災害時要支援者の個別支援計画に関することと思いますが、これにつきましては、市町村で策定をしなければならないとなってございまして、現状、福祉避難所は、ほぼ１００％設置と増えていますけども、個別計画は、すべての方の作成には至っていないと聞いております。

別の課が所管となりますが、道としては、市町村が個別計画を作れるように、作成のひな形ですとか、良い取り組み事例などを情報提供しながら、作っていただくように働きかけていくと聞いております。

事務局：　個別支援計画は何年か前までは、非常に取り組み状況が低い状況でしたが、道としましても、個別に市町村の方に依頼して、取り組みの方は大分進んできており、まだ１００％ではないですけれども、策定している市町村が増えてきている状況になっています。

藤原会長：　また後ほど、何かいい忘れたことがありましたらお願いしたいと思います。

（施策番号５について）

藤原会長：　それでは、施策番号の５について、説明をお願いします。

事務局：　計画推進グループの秋田です。基盤グループと合わせて行っている施策になりますが、まとめて説明します。

資料１－⑤、推進項目「５サービス提供基盤の整備」をご覧いただきたいと思います。

【目的】ですが、地域間の均衡に配慮した計画がサービス提供基盤の整備を行うということ。それからもう一つ、共生型福祉拠点の整備ということで他の施設と連携をして整備を推進していくということが、目標方針として取り組んでおります。

次に【推進施策】についてですが、①住まいの基盤整備の充実、②日中活動サービスなど、地域生活を支えるサービスの整備を図ろうというものです。

【主な取組】についてですが、ご覧の３点で進めることとしております。

【取組状況】をご覧いただきたいと思います。取組の１番、補助金施設整備にあたっては、補助金の活用になりますが、その選定に関する有識者懇談会で、適正な執行に努めているというところ、２番目、障がい福祉サービスの整備量の整備調整と

就労支援事業所等の総量規制の内容になりますが、それに対して圏域連絡協議会での議論として平成３０年度は１３回の開催実績がございます。３番目、共生型の地域拠点整備の促進にあたってはコーディネーターの養成などを実施しております。

【評価】ですが、「課題と今後の対応（案）」につきましては、施設整備補助金については、国の整備方針を踏まえて行っているところですが、限られた予算の中ですべて整備要望に応えられていないということから、財源の確保について、国に対して引き続きですが、要望をしていくというところ。共生型地域福祉拠点の整備については、将来の取り組みの展望ですとか、資金確保に対する不安が多いということで、先進的な取り組みなどを検証し全道で広げていくというような取り組みが必要かと考えているところです。

「評価区分」については、圏域連絡協議会の開催がすべて進められていないことですとか、補助金の執行の部分も考慮して、「Ｂ」と評価をしたところでございます。

【改善の方向性】については、ご覧の通りでございます。

藤原会長：　ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問あれば、お願いします。

朝倉委員：　質問ですが、施設整備というのは、実際に施設を建てるための資金を補助するということでしょうか。圏域の充足率が低いところがあると思いますが、それはどこなのか。実際に整備されているところは、どこなのかお聞きしたいです。

事務局：　基盤グループの田原です。施設整備のスキームにつきましては、国の社会福祉施設整備の補助金を活用させていただいており、国が２分の１、道が４分の１、事業者が４分の１という事業費負担となっております。

この施設整備には目標値の設定がありませんが、これは国が示す計画指針に示されていないため、目標値は設定していないところです。

今、朝倉委員がおっしゃられましたが、充足率の低いものを優先し整備を行っているところですが、圏域の充足率、例えばグループホームの充足率ですとか、生活介護等事業ごとの充足率が、それぞれ２１圏域の充足率が出ていますので、この充足率が低いものを優先的に整備をさせていただいております。

ちなみに直近の平成３０年度補正予算ですが、施設整備数が２１施設の整備をさせていただいて、国から約５億、北海道から約２億５千万円、合わせて約７億５千万円の補助金を支出しています。この年は災害が起きた年でございまして、全国のシェアから見ますと北海道に対しまして、全国シェアの約１０％を国からいただいている状況でございます。また、令和元年度当初予算の整備も行ってございまして、当初予算の整備につきましては、施設数が３２施設で、国から約４億７千万円。道が約２億３千万円。あわせて、約７億円の整備費用を社会福祉法人等に補助しています。

藤原会長：　今日は項目がたくさんありますので、申し訳ないですけども、次に進めさせてい

ただきます。ご意見がありましたら、最初に申し上げましたが、意見提出様式というものがありますので、ぜひ忌憚のない意見を提出していただきたいと思います。

（推進項目８について）

藤原会長：　それでは精神保健グループの担当分について説明お願いします。

事務局：　精神保健グループの瀬下でございます。資料１－⑧をご覧ください。

推進項目「８　精神保健福祉・医療施策の充実」ですが、【目的】としましては、「精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する」となっております。

【主な取組】でございますけれども、各圏域に設置しております、精神障がい者地域生活支援センターにおいて、長期入院患者の退院促進、及び地域生活定着に向けた支援を行うこと。また、精神障がい者の地域生活に関わる重層的な支援を行うことを目指しまして、関係者による協議の場を各市町村に設置するため、広域調整などの支援を行うということなどとしております。

【取組状況】でございますけれども、精神障がい者地域生活支援センターにおきましては、２１障がい福祉圏域ごとに設置し、地域移行、地域定着支援を実施しております。また、各市町村の協議の場につきましては、２段目にありますけれども、設置状況の把握や課題の分析を進めているところでございます。

【評価・改善】についてでございますけれども、平成３０年度実績取り組みのうち、「課題と今後の対応（案）」でございますが、これまで入院患者の退院を進めた結果、現状、長期入院している方々は、重度の患者が多くなっているという状況でございます。引き続き、精神障がい者地域生活支援センターの活動を継続的に行いまして、地域移行できるように進めていくとしております。また、二つ目でございますけれども、各市町村の協議の場の設置に向けた支援につきましては、未設置市町村の課題分析を行いまして、すでに設置済みの市町村の事例など、情報提供するとしております。

【評価】でございますけれども、より効果的な支援を実施するために、関係機関と連携して、成果目標の達成に向けて事業継続していくということでございまして、目標は達成しておりませんけれども、このまま進めていくということで良いとし、「評価区分」を「Ｂ」とさせていただいております。

【改善の方向性】につきましては、各市町村の協議の場に向けて情報提供を行い、支援を行っていこうということで記載しております。以上でございます

藤原会長：　はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、ご意

見やご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。意見がないようですので、事務局の案をベースに審議会の評価として決定していきたいと思います。

（全体まとめ）

藤原会長：　報告事項の１に関しては終了いたしましたが、先ほどの９番目（推進項目「９　就労支援施策の充実・強化」）、これに関しては審議会としては、評価区分は「Ａ」ではなく、「Ｂ」ではないかというようなご意見が出ておりました。今後、事務局の方で皆様のご意見をまとめていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：　はい、まとめさせていただきます。

○報告事項（２）医療的ケア児支援部会の状況報告（平成３１年３月１４日開催）
○報告事項（３）意思疎通支援部会の状況報告（平成３１年３月１５日、令和元年１１月２２日開催）

藤原会長：　それでは、次の報告事項（２）医療的ケア児支援部会の状況及び（３）意思疎通支援部会の開催状況について、まとめて報告願います。

事務局：　社会参加のグループの坂田です。私の方からの二つの部会の状況について報告いたします。

資料２の医療的ケア児支援部会についてです。

この部会につきましては、昨年３月に開催をいたしまして、この資料についてはその時の協議事項をまとめています。

３月の部会では、二つの点について協議をさせていただきました。

協議事項　「１　令和元年度医療的ケアに関する調査内容等について」ですが、具体的には、調査対象者の年齢の拡充、医療的ケアの範囲の２点について審議をいただきました。

協議事項「２　圏域協議会及び市町村協議会への支援策について」ということで、市町村が医療的ケアの実態を把握するための実態調査票の参考例の作成につきまして、ご意見をいただきました。

道ではいただいたご意見を反映いたしまして、昨年２月に市町村に対しまして、実態調査表参考例を送付いたしました。

また、秋には、それを基にして回答いただく形で、医療的ケア児の数等に関する調査を実施したところです。

次に、資料３－１をご覧いただきたいと思います。資料３－１につきましては意思疎通支援部会の状況についてでございます。この部会につきましては昨年３月と１１月に開催をいたしました。

３月の部会につきましては、先ほど申し上げました聴覚障害者情報提供施設の

開設に向けて、ご意見を伺ったということになります。

次に８月に開設した情報提供施設の概要を説明するということで、１１月に開いた部会の資料がこの３－１になります。これに沿って簡単にご説明させていただきます。

北海道の聴覚障がい者情報センターの概要ということで、資料の上から２行目ですが、この施設につきましては、聴覚に障がいのある方のために、録画物の作成・貸し出し、手話通訳者の養成派遣などを行う施設として、北海道ろうあ連盟が設置・運営をし、道がそれに対する財政支援を行うという形での設置となりました。

施設の概要につきましては、記載の通りで、設置運営については、ろうあ連盟となっております。設置場所は、かでる２・７の４階にあります。

なお、資料にも記載していますが、令和２年度から施設面積を拡充して運営することとしています。

主な事業につきまして、遠隔手話サービス事業ですが、市町村の窓口にタブレット端末を設置し、インターネット経由で情報センターにいるスタッフが手話通訳支援を行うという事業を新たに実施しました。

手話通訳者の派遣及び養成事業、字幕付きビデオライブラリーの貸出・制作事業、手話通訳者設置事業につきましては、以前から行っている事業ですが、このセンターの開設にあわせ、道からの財政支援を少し拡充して取り組んでいるところです。

資料３－１の裏面になりますが、運営体制につきましては、ろうあ連盟の職員五名体制としております。

続きまして資料３－２をご覧ください。１１月の部会の資料になります。

「意思疎通支援条例及び手話言語条例関連事業の実施状況を踏まえた今後の施策について」ですが、実施状況についてご説明します。

（１）条例の普及については、道民フォーラムの開催を平成３０年度に全道６ヶ所で実施しました。また、平成３０年度、道政広報テレビ番組の放送を行ったところです。

その他、資料に記載の方法については取り組んだところです。

（２）の地方保障についてですが、職員向けの手話講座を開催しました。

これは平成３０年度から実施をしており、加えて今年度は、ミニ手話講座の開催にも取り組んでいます。対象者５名、全４回とちょっと小さい規模ですが、こういったことも新たに取り組んでいます。

また、先ほども説明した「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を策定して、今年度につきましては、市町村、関係機関、民間団体交通事業者等に配布をしています。

そのほか、記載の内容に取り組んだことを部会にご報告して、ご意見をいただいたところです。

私の方からの報告は以上です。

藤原会長：　ただいま事務局から説明がありましたけれども、部会長であります橋本委員から補足がありましたらご説明願います。

橋本委員：　二つの部会の進行を私が務めさせていただいております。

資料２の方の医ケア児支援部会につきましては、本当に道内の情報把握をするというところからスタートしている状況です。

片方では、コーディネーターの養成ということでありますが、これからの基盤をどうやって作っていくか、課題としては医療或いはは特別支援学校でも、受入支援、或いは生活をどう支えていくかという、非常に錯綜した連携を要する課題を持っておりましてこれから着実に議論を進めて、形にしていきたいと思っています。

それから、意思疎通支援部会の手話言語条例の支援につきましても、部会として悲願であった条例が出来てまだ２年に満たないところで、これも本当に基盤をどうやって作っていくかというところを、今、取り組み始めたばかりのところです。

センターをスタートさせたら、これをいかにその実効性のある、それから道民から頼られる機関にしていくかというところで、まだまだ努力をしていかなければいけないという状況でありますので、どうぞ感じられたご意見を賜りたいと思っています。

藤原会長：　委員の方からご意見有りませんか。田中委員は随分前から、これに関与されていると思いますが、何かご意見ありませんか。

田中委員：　特にないです。

藤原会長：　先ほど手話や聴覚障がい者だけの問題ではないというご意見をいただきましたけれども、その辺も、考えていかなければならないと思います。

深瀬委員：　意思を伝えるためのツールとして、コミュニケーションの他に意思を伝えるツールもあるよっていうところもあわせて周知していただきたいと思います。

土田委員：　資料２の「１令和元年度医療的ケア児に関する調査内容等について」の【調査項目の検討】に、カフアシスト等の記載を追加とありますが、これは、何か研修を受けたものしかできないというような形になるのでしょうか。どのような方向で検討しているのでしょうか。

事務局：　私どもとしてはそういう観点で調査したわけではなく、実際、地域にどういった状態のお子さんがいるとか、或いは地域に戻ってくるのかということを把握することについて、丁寧に細かい内容を把握すべきでないのかという、委員の先生からご指摘もございまして、今年度の調査から反映したということでございます。

土田委員：わかりました。

○協議事項（１）障がい者基本計画と障がい福祉計画の統合について

藤原会長：　次に協議事項に入ります。（１）障がい者基本計画と障がい福祉計画の統合について、事務局から説明願います。

事務局：　計画推進グループの秋田です。資料４をご覧いただきたいと思います。

障がい福祉計画は、今年度が２年目ということで、来年度には最終年度（３年目）になります。

最終年度は障がい福祉計画の策定年度ということで、今後の障がい福祉計画をどのように作成していくか当課で議論いたしまして、障がい福祉計画と障がい者基本計画を統合し、わかりやすい計画づくりを行ってはどうかという内容です。

道では、平成１５年度から基本計画を１０年間の計画として策定して、５年毎に見直しをしながら、施策の推進を図る形をとっていましたが、平成１８年度の障害者自立支援法が施行されて以降は、３年ごとに障がい福祉計画の策定が求められ、今に至っているというところです。

一方、障がい者基本計画は、１０年毎に作成し、中間見直しを５年目に実施していますが、障がい福祉計画が３年毎の作成となっており、計画期間が異なっておりまして、基本計画は目指す社会はどうするべきかというような主旨で作りますし、障がい福祉計画は、具体的な施策をどう展開するのか、サービスの量をどのように作っていくのかというような具体的な計画ということで、理念（基本計画）と具体的な中身の計画（障がい福祉計画）の策定年度がずれてしまい、わかりにくくなっているということもありまして、次の障がい福祉計画（令和３～５年）の策定にあたって、基本計画と福祉計画を統合して、理念と実際の具体的な中身の部分を整合した作りにしたいと考えたところです。

なお、全国的にも、国の基本計画の年度と合わせている、国の障がい福祉計画と合わせているという、全く国と同じように各計画を策定している都道府県は、道も含めて、４県ほどなっており、ある程度の都府県についても、工夫した取り扱いがなされている状況です。

具体的な統合案をどうするべきか考えたところ、資料４の中段以降に統合案の記載をしていますが、計画期間を６年間としては、どうだろうかと考えています。

具体的な施策展開は、障がい福祉計画の部分になってきますので、国の３年ごとに出される基本指針に合わせて、計画期間の６年間のうち、前半３年分を策定し、中間見直しで、後半３年分を障がい福祉計画として策定する。

基本計画自体は全体として、６年間としますが、中間見直し年がありますので、国の基本計画策定の動向を見ながら、微修正を行うことを考えております。

なお、現在の北海道障がい者基本計画の終期は、令和４年度になっていますが、ここで改正はせず、今の計画を統合するということで考えております。

イメージとしては、資料４の下の表としております。

この統合時点での、全体の構成関係ですが、資料４の裏面になりますが、項目だけイメージ的に記載させていただきましたが、基本計画と福祉計画の項目の具体的な取組のところで項目が多くなっていますが、基本計画の趣旨の部分が障がい福祉計画に整合するところが多くあり、二つの計画を作るのではなく、統合して、基本計画の部分と福祉計画の部分を整理しながら、わかりやすい計画を策定する考え方を持ったところでございます。以上のご審議をよろしくお願いいたします。

藤原会長：　ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見ございますか。

斉藤（規）委員：　統合はいいと思います。

大田委員：　統合は、賛成ですが、国の計画と１年ずれて、２０２７年まで延ばすというのは難しいのでは。終了がずれることによって、不都合が起こることはないですか。

事務局：　将来に向けた延長のことも、議論しましたが、今、国の基本計画期間が想定のもので、１０年から５年に短くなったという過去の経過もあり、どのような施策展開が国で行われるのか、特に基本計画は内閣府ですし、障がい福祉計画は厚労省の所管と分かれているものですから、今後の国の動向が定まらないという判断をしました。

深瀬委員：　難病患者のことについて入ってないのが気になりますが、難病はどのようなに計画していますか。

事務局：　あくまでもこの計画の統合のことでありまして、内容のことについては、当然、障がい福祉計画の方にうたっていますので、引き続きへ反映をしていくという考えでおります。

また、後ほど、資料５で説明しますが、具体的な障がい福祉計画の策定にあたっては、そのような意見もいろいろいただきながら策定していきたいと考えております。

藤原会長：　土田委員なにかありませんか。

土田委員：　特にないです。

田中委員：　統合するとなると、検討する委員などの人数が減ることはないのでしょうか。

事務局：　仮に統合し、計画を策定する場合にも、こういったものを推進協議会で議論させていただきたいと思っており、統合したからといって委員の人数を少なくするというようなことは考えておりません。今まで通り、予定しております。

田中委員：　今までとおりということは、知的、精神、難病、発達障がい、身体障がい者、耳の聞こえない人、目が見えない人、内部障がいの人を含め議論していくというこ

とですか。

事務局：　計画策定作業の段階に至っては、資料５で、後ほど、説明させていただく予定ですが、それぞれ部会を設置し、計画の検討を進めていきたいと考えております。

藤原会長：　それでは、協議事項について了承することとし、今後は統合した計画の作成を進めていただきたい。

○協議事項（２）第６期障がい福祉計画の策定について

藤原会長：　続いて協議事項の２「第６期障がい福祉計画の策定について」事務局から説明願います。

事務局：　基本計画と福祉計画を統合するという中で、計画を策定するスケジュールをどうするかということになりますが、今後、基本計画と福祉計画の統合計画をどのような構造にするかという議論をいたしまして、新年度第１回の障がい者施策推進委員会の席上で提示したいと考えております。

参考３に国の審議会で議論中の内容を配付していますが、どのような指針となるのかまだ定かではございませんが、その指針や、統合する計画の構造的なものを提示させていただき、審議会で議論をいただきたいと考えております。

その後、基本的な動きを審議会委員の皆様にご理解いただけましたら、それぞれ、各検討組織、資料５の「２　検討組織」という欄がありますが、それぞれの部門別（分野別）のそれぞれの課題を協議していただきたいと考えており、５月以降、１０月をめどに３回程度になると思いますが、議論をいただくことを考えております。

続きまして第２回の障がい者施策推進審議会を７月頃の開催を考えており、計画策定の基本的な構造や考え方を検討部会からの議論を踏まえながら、協議をいただき、その考え方を整理してタウンミーティングに臨むということを考えております。

１０月には第３回障がい者施策推進審議会で計画の素案を協議いただき、１２月にパブリックコメントを行いまして、計画案協議を第４回障がい者施策推進審議会の席で行い、来年度中に計画を策定したいと考えておりますので、ご審議をいただきたいと思います。以上でございます。

藤原会長：　ご意見、ご質問ありませんか。

朝倉委員：　基本的なことで申し訳ないですが、基本計画と福祉計画は、簡単に言うと、どういった特色が有るのか。また、二つの計画を統合するということですけれども、問題になりそうなことは、あるのでしょうか。

事務局：　基本計画は、どのような社会を目指すのかという観点でおりまして、いろんなサービスが必要だというところまで記載しているところですが、具体的にどのようなサービスをどの地域にどのように整備をするのか、どういう方にどういうサービスが必要

なのか、それをどう提供していくのかというのは障がい福祉計画になるものです。

具体的に統合したとしても、「基本計画の部分」と「福祉計画の部分」は当然あるべきものですので、内容については、何ら削除するところはないという考えでいたところです。

なお、今回お配りしている冊子については、１冊にはなっておりますけども、前半に基本計画、後半に福祉計画を編集したものとなっており、非常に見づらい状態になっておりますので、これを一体的なものとしたいと考えているところです。

田中委員：　今の冊子はフリガナを振っていますが、内容については、わかりづらいです。

さらに厚いため重く見るときに大変。また、字が小さく見づらいです。

しかし、字を大きくすると今より重くなるので、わかりやすい概要版の作成をお願いします。

事務局：　現在の計画でも、わかりやすい版を作成させていただいているので、次回計画策定におきましても、同様の対応をしていきたいと考えております。

藤原会長：　そのほか意見はないようですので、事務局の案のとおり次期計画策定を進めることを了承することとし、計画の策定を進めていただきたい。

○協議事項（３）その他

藤原会長：　それでは、議題の３つめ、その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局：　委員の改選についてですが、施策推進審議会については、本部会、意思疎通支援部会及び医療的ケア児支援部会を設置しているところですが、委員の皆様の任期は令和２年８月７日となっているところです。

今後、改選に係る事務を進めていきますので、御協力お願いします。

藤原会長：　本日予定していましたすべての議事は終了しましたが、言い忘れた、或いは、質問がまだあるという方は、お願いします。

深瀬委員：　先ほども言いましたが、今までの議論の中で、難病について触れている部分が少ないと感じましたので、これからの議論で、難病というものの位置付けを強くお願いしたいと思います。

藤原会長：　計画には、難病について記載していると思いますが、位置づけというか記載が少ないことが気になるのでしょうか。

事務局：　いまの福祉計画の４４ページに「難病等である人への支援」、基本計画の２３ページ「難病対策の充実」として記載している事項がございますが、今後の計画策定の検討において、難病に関する施策について計画へ反映を検討していきたいと思います。

藤原会長：　今日はお時間がなかなかなくて、意見を出し尽くせなかった委員さんもいらっしゃると思いますので、ぜひ、最初にお配りしました意見の提出用紙をご利用の上、事務局である障がい者保健福祉課の方に、ご連絡をいただきたいと思います。

それでは私の役割はこれでおります。本日はどうもありがとうございました。

事務局：　藤原会長、どうもありがとうございました。

追加意見については、１月末までに取りまとめたいと思いますので、ファックス、郵送、メールのいずれでも結構ですので、提出いただきますようお願いします。

以上で令和元年度第１回北海道障がい者施策推進審議会を終了します。